

太田市野菜王国・ぐんま総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県が重点品目又は地域推進品目として指定する野菜及び消費の拡大が見込まれる加工・業務用野菜（以下「対象品目」という。）の生産振興を図るため、太田市野菜王国・ぐんま総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野菜王国・ぐんま総合対策実施要領（平成28年3月31日群馬県制定。以下「実施要領」という。）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 市は、実施要領に基づき、次に掲げる項目ごとに補助金を交付するものとする。

- (1) 大規模野菜経営体育成支援
- (2) ぐんまの野菜産地育成支援
- (3) 次世代農業ステップアップ支援
- (4) 種苗生産・供給体制支援

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、市負担分については、実施要領で定める県補助金上限額に2分の1を乗じて得た額をその上限額とする。

- (1) 大規模野菜経営体育成支援 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額
- (2) ぐんまの野菜産地育成支援 次に掲げる額
 - ア ハード事業 対象経費の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額
 - イ ソフト事業 対象経費の総額の100分の50以内（全額県負担）の額
- (3) 次世代農業ステップアップ支援 対象経費の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額
- (4) 種苗生産・供給体制支援 対象経費の100分の45以内（県負担100分の30以内、市負担100分の15以内）の額

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付の対象となった事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助金の交付の対象となった事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。)を経過しない場合においては、処分制限期間が経過する日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けたものについては、第4条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

3 改正前の太田市ぐんまの野菜担い手育成支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく太田市ぐんまの野菜担い手育成支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

